

# 三重県土地区画整理組合等事務処理の手引き

(趣 旨)

第1条 この要領は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号、以下「法」という。）第3条第2項に規定する土地区画整理組合（以下「組合」という。）の適正な運営を図るために標準的な事項を示すものです。

(設立発起人会の届出)

第2条 組合を設立しようとする者は、7人以上共同して組合設立準備委員会を結成するものとし、様式第1号により、県土整備部長に届け出て下さい。なお、以後に内容の変更のあった場合は速やかに2段書き（上段朱書で変更前、下段変更後）にして県土整備部長に届け出て下さい。

2 前項の届出に当たっては、施行地区となるべき区域を所轄する市町(以下「市町」という。)の意見を付して行って下さい。

3 前項の意見は、様式第2号によるものとし、おおむね次の各号に掲げる事項を記載して下さい。

- (1) 地域の特性
- (2) 都市計画との適合性
- (3) 土地区画整理事業施行の適否
- (4) その他参考となる事項

(設立認可申請の事前協議)

第3条 法第14条第1項の規定による組合の設立認可を申請しようとする者は、協議に先立ち土地区画整理法75条に規定する技術援助の請求を市町長に行い、あらかじめ次の各号に掲げる事項について、様式第3号により県土整備部長と協議して下さい。

- (1) 定款の案
- (2) 事業計画の案

2 前項の届出に当たっては、施行地区となるべき区域を所轄する市町(以下「市町」という。)の意見を付して行って下さい。

3 前々項の事前協議に対して意見が付された場合、次の各号に掲げる書類を添えて、様式第4号により県土整備部長に届け出て下さい。

- (1) 事前協議回答の写し
- (2) 意見に対する処理表（様式第4-2号）

(事業計画決定前の設立認可申請の事前協議)

第3条の2 法第14条第2項の規定による事業計画決定前の設立認可を申請しようとする者は、協議に先立ち土地区画整理法75条に規定する技術援助の請求を市町長に行い、あらかじめ次の各号に掲げる事項について、様式第3-2号により県土整備部長と協議して下さい。

- (1) 定款の案
- (2) 事業基本方針の案

2 前項の届出に当たっては、施行地区となるべき区域を所轄する市町(以下「市町」という。)の意見を付して行って下さい。

3 前々項の事前協議に対して意見が付された場合、次の各号に掲げる書類を添えて、様式第4-3号により県土整備部長に届け出て下さい。

- (1) 事前協議回答の写し
- (2) 意見に対する処理表（様式第4-2号）

（設立認可後の事業計画認可申請の事前協議）

第3条の3 法第14条第3項の規定による設立認可後の事業計画認可を申請しようとする者は、あらかじめ次の各号に掲げる事項について、様式第3-3号により県土整備部長と協議して下さい。

(1) 事業計画の案

2 前項の届出に当たっては、施行地区となるべき区域を所轄する市町(以下「市町」という。)の意見を付して行って下さい。

3 前々項の事前協議に対して意見が付された場合、次の各号に掲げる書類を添えて、様式第4-4号により県土整備部長に届け出て下さい。

- (1) 事前協議回答の写し
- (2) 意見に対する処理表（様式第4-2号）

（設立の認可申請）

第4条 法第14条第1項の規定による設立認可申請は、様式第5号によるものとし、土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第1条第2項及び第2条第4項に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を添付して下さい。

- (1) 認可申請に至るまでの経緯を記載した書面（様式第5-2号）
- (2) 法第18条の規定による同意が得られなかった者の氏名及びその理由を記載した書面（様式第5-3号）
- (3) 関係機関との協議書の写し
- (4) その他（県の指示する図書）

（事業計画決定前の設立の認可申請）

第4条の2 法第14条第2項の規定による事業計画決定前の設立の認可申請は、様式第5-4号によるものとし、土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第1条第3項及び第2条第5項に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を添付して下さい。

- (1) 認可申請に至るまでの経緯を記載した書面（様式第5-2号）
- (2) 法第18条の規定による同意が得られなかった者の氏名及びその理由を記載した書面（様式第5-3号）
- (3) 関係機関との協議書の写し
- (4) その他（県の指示する図書）

（設立認可後の事業計画の認可申請）

第4条の3 法第14条第3項の規定による設立認可後の事業計画の認可申請は、様式第5-5号によるものとし、土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第2条第6項に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を添付して下さい。

- (1) 認可申請に至るまでの経緯を記載した書面（様式第5－2号）
- (2) 関係機関との協議書の写し
- (3) その他（県の指示する図書）

（役員の名等届出）

第5条 法第29条第1項の規定する理事の氏名及び住所の届出は、監事の氏名及び住所を併記し、次の各号に掲げる書類を添付の上様式第6号により行って下さい。

- (1) 総会の議事録謄本及び議案書
- (2) 理事及び監事の住所票及び土地登記簿謄本
- (3) 組合事業事務執行体制（様式第6－2号）
- (4) 組合役員歴代表（様式6－3号）

ただし、組合員以外の者の中から選任された理事及び監事についての土地登記簿謄本は不用とします。

2 前項の届出内容に変更が生じたときは、その内容が理事及び監事の退任に係る場合は退任理由を附し、また理事及び監事の住所に変更がある場合は住所票を添付して速やかに届け出て下さい。

（組合印等の調製及び証明）

第6条 組合は、設立後速やかに組合印及び理事長印を調製し、その印影を様式第7号により知事及び市町長に届け出て下さい。

2 組合は、代表者の資格及び印鑑の証明手続きをしようとするときは、市町長に申請しその証明を受けて下さい。

（諸規程の届出）

第7条 組合は、次の各号に掲げる規程類のうち第1号から第4号までの規程類は、設立後速やかに作成し、第5号から第7号までの規程類は事業の進捗に応じてそれぞれ作成し、様式第8号により、県土整備部長に届け出て下さい。

- (1) 処務規程
- (2) 監査要綱
- (3) 会計規程
- (4) 工事請負規程
- (5) 換地規程
- (6) 評価基準
- (7) 保留地処分規程

（定期監査及び臨時監査の報告）

第8条 組合は、監事が定期監査及び臨時監査を実施した場合は、速やかにその監査の結果を様式第9号により県土整備部長に報告して下さい。

（事業運営状況の報告）

第9条 組合は、事業の実施状況を翌年度の5月31日までに、つぎの各号に掲げる書類を添付して様式第10－1号により県土整備部長に報告して下さい。

- (1) 土地区画整理事業の運営状況表（様式第10-2-1号～様式10-2-8号）
- (2) 進捗状況図

（定款及び事業計画の変更の事前協議）

第10条 組合は、定款又は事業計画を変更しようとするときは、あらかじめその案について、様式第11号により県土整備部長と協議して下さい。

ただし、軽易な定款の変更及び縦覧手続等を必要としない事業計画の変更については、この限りではありません。

2 前項の事前協議に対して意見が付された場合、第3条3項の規定を準用して下さい。

（定款及び事業計画の変更の認可申請）

第11条 法第39条第1項による定款又は事業計画の変更認可申請は、様式第12号によるものとします。

（仮換地指定の報告）

第12条 組合は、法第98条第1項の規定により仮換地を指定したときは、速やかにその旨を様式第13号により県土整備部長に報告するものとします。なお、追加指定及び変更指定の場合も同様式により県土整備部長に報告して下さい。

（換地計画案の協議）

第13条 組合は、法第87条に規定する換地計画の案を作成しようとするときは、あらかじめその内容について、様式第14号により県土整備部長と協議して下さい。

2 前項の事前協議に対して意見が付された場合、第3条3項の規定を準用して下さい。

（換地計画の認可申請）

第14条 法第86条第1項の規定による換地計画の認可申請は、様式第15号によるものとし、法第97条第1項の規定による変更認可申請は、様式第16条によります。

（換地処分の届出）

第15条 法第103条第3項の規定による換地処分をした旨の届出は、様式第17号によるものとします。

（解散の認可申請）

第16条 法第45条第2項の規定による解散の認可申請は、様式第18号によるものとします。

（決算報告の承認申請）

第17条 法第49条の規定による決算報告の承認申請は、様式第19号によるものとします。

（組合の書類及び帳簿の引継の報告）

第18条 組合は、書類及び帳簿を市町長へ引継いだ場合は、速やかにその内容について様式第20号に

より県土整備部長に報告して下さい。

(建築行為等の許可)

第19条 法第76条第1項の規定による土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築もしくは増築又は移動の容易でない物件の設置もしくはたい積（以下「建築行為等」という。）の許可を受けようとする者は、組合を経由して次の各号に掲げる図書を添付の上様式第21号により知事に申請して下さい。

(1) 附近見取図

(2) 建築行為等を行う場合には、配置図、平面図及び立面図

(3) 土地の形質の変更等を行う場合には、平面図、縦断面図及び横断面図

(4) 仮換地指定通知及び図面の写しまたは仮換地証明書（様式22号）（保留地の場合は、保留地証明書（様式23号）または売買契約書の写し並びに仮換地図面）

(5) その他（県の指示する図書）

2 組合は、前項の規定による申請書を受理した後、当該申請に係る建築行為等が当該土地区画整理事業の施行に及ぼす障害等について調査し、様式24号により意見書を添付して下さい。

(その他)

第20条 この手引きは、土地区画整理法第3条第1項に規定する個人施行においても準用します。

第21条 この手引きは、土地区画整理法第3条第3項に規定する区画整理会社施行においても準用します。

第22条 この手引きは、土地区画整理法第3条第4項に規定する市町施行においても準用します。